

目標

まえばしの男女共同参画社会の実現

基本理念

男女の人権の尊重

家庭生活とその他の活動への参画と両立

政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の推進

男女共同参画の視点からの制度・慣行の配慮

市と市民と事業者の協働による推進

国際社会の取組との協調

基本目標 I

一人ひとりが尊重される まえばし

基本目標 II

みんなが主役になれる まえばし

基本目標 III

多様なライフスタイルを実現できる まえばし

施策の方向1 人権尊重・男女平等意識の向上

主な施策と具体的な施策

- (1) 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた市民への働きかけ
 - 1 情報誌・リーフレット等による情報提供
 - 2 男女共同参画週間行事の実施
 - 3 市の刊行物における表現の配慮
- (2) 家庭・学校・地域における男女平等教育・学習の推進
 - 4 男女共同参画に関する講座やセミナーの実施
 - 5 男女共同参画の視点に立った公民館における学習の推進
 - 6 保育関係者への研修の充実
 - 7 学校における男女の平等や男女共同参画に関する教育の推進
 - 8 人権の男女の課題への取組
- (3) 国際理解と協調
 - 9 男女共同参画に関する国際的な情報の収集・提供
 - 10 学校における国際理解教育の推進
 - 11 国際理解講座等の実施
 - 12 社会教育団体等の活動支援
 - 13 在住外国人支援事業の実施

施策の方向2 互いの性を尊重する社会づくり

主な施策と具体的な施策

- (4) 生涯を通じた健康づくりへの支援
 - 14 思春期を中心とした心の教育・性教育の推進
 - 15 妊産婦への健康支援の実施
 - 16 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの取組
- (5) 配偶者等からの暴力の防止・被害者の保護・自立支援(前橋市DV防止基本計画)
 - 17 DV防止の働きかけ
 - 18 DV等に関する相談・支援体制の充実
 - 19 配偶者暴力相談支援センターの設置
 - 20 DV被害者支援関係機関の連携の強化
 - 21 女性の防御力の向上
 - 22 デートDV対策
- (6) 女性に対する暴力の根絶
 - 23 女性に対する暴力防止の働きかけ
 - 24 有害環境浄化活動の推進
 - 25 セクシュアル・ハラスメント相談事業の充実
 - 26 男女平等の視点に立った情報教育の推進

施策の方向3 政策・方針決定の場への女性の参画推進

主な施策と具体的な施策

- (7) 方針決定の場における女性の登用促進
 - 27 審議会等への女性の登用促進
 - 28 市における女性管理職の登用促進
- (8) 女性リーダーの発掘・育成・活用
 - 29 女性人材の発掘と育成
 - 30 地域リーダーへの女性の登用

施策の方向4 女性が活躍する範囲の拡大

主な施策と具体的な施策

- (9) 男女平等を阻む制度・慣行の見直し
 - 31 地域における制度・慣行の見直し
 - 32 市役所における制度・慣行の見直し
 - 33 職員研修の実施
- (10) 様々な分野への女性の参画の推進
 - 34 地域における男女共同参画の推進
 - 35 PTA・子ども会育成会活動への男女共同参画
 - 36 防災・災害対応における男女共同参画
 - 37 観光分野における男女共同参画

施策の方向5 男女がいきいきと働ける環境の向上

主な施策と具体的な施策

- (11) 職場における男女共同参画の推進
 - 38 産業振興・社会貢献優良企業表彰の実施
 - 39 公共調達における評価等
 - 40 男女職員の採用及び職域の拡大
 - 41 事業所への労働法等の啓発
- (12) 女性のチャレンジ支援
 - 42 再就職支援
 - 43 女性起業家支援
- (13) 農業分野への男女共同参画の推進
 - 44 家族経営協定の促進
 - 45 農村女性活動の活性化支援
 - 46 農業起業化への支援

施策の方向6 安心して子育て・介護ができる暮らしの支援

主な施策と具体的な施策

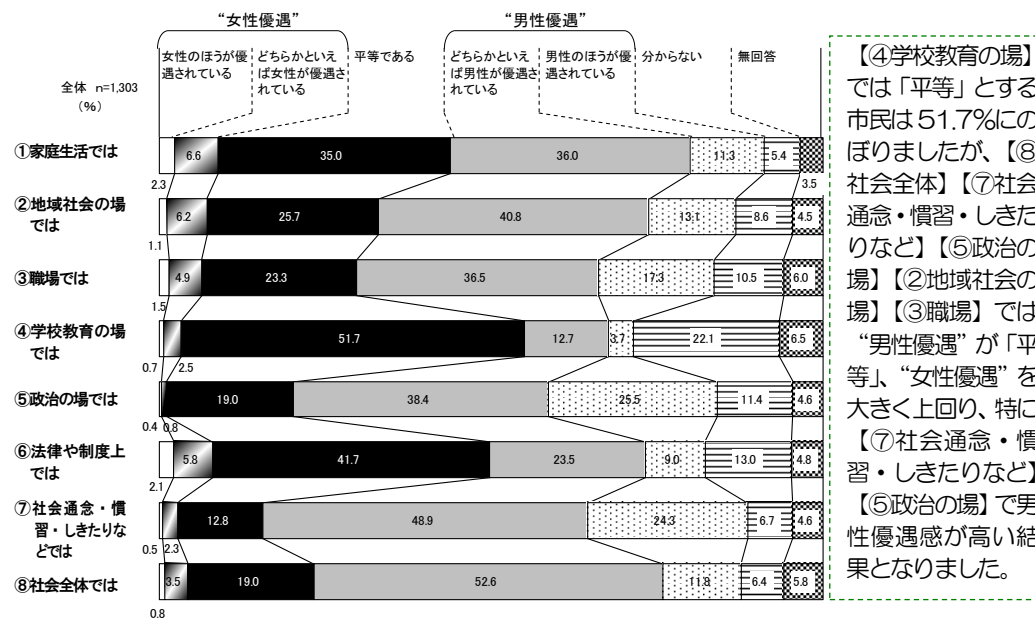
- (14) すべての子育てで家庭に向けた子ども・子育て支援
 - 47 多様な保育サービスの提供
 - 48 ファミリー・サポート・センター事業の推進
 - 49 放課後児童クラブの拡充
 - 50 パパママ教室・マタニティセミナーの開催
 - 51 子育て支援の充実及び男性の利用の促進
 - 52 子育て相談体制の充実及び男性の利用の促進
- (15) すべての家庭に向けた介護支援
 - 53 介護サービスの充実
 - 54 介護についての相談体制の充実
 - 55 地域支援事業の充実
 - 56 障害のある人の介助者への生活支援

施策の方向7 ゆとりある生活の推進

主な施策と具体的な施策

- (16) ワーク・ライフ・バランスの推進
 - 57 両立支援対策
 - 58 育児・介護休業法の制度活用
 - 59 ワーク・ライフ・バランスの普及・促進
- (17) 多様な活動への男女の参画促進
 - 60 男性の講座参加の促進
 - 61 市民ボランティア活動の促進支援

各分野における今の生活や社会の状況に関する意識



推進体制

1 市の推進体制の充実

(1)職員意識の向上

- ◇ 所属ごとに「男女共同参画推進責任者」を設置し、各課の底上げを図り、全庁をあげて男女共同参画を推進します。
- ◇ 職員の役割分担の見直しや各種制度の拡充を図り、職場における男女共同参画を推進するためガイドラインを作成・運用します。

(2)活動拠点の整備

- ◇ 本市の男女共同参画推進の核となる機能について、引き続き、市の財政状況や市民の要望をみながら検討します。

2 国・県・関係機関等との連携協力

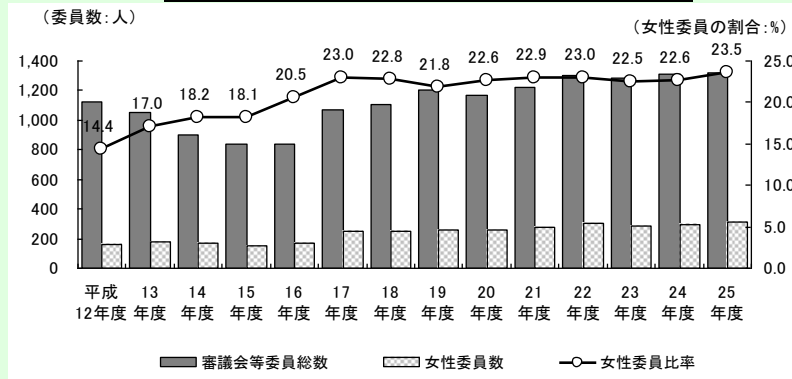
(1)市民・事業者・団体とのパートナーシップの確立

- ◇ 男女共同参画社会の推進には、あらゆる分野での取組が必要であることから、様々な民間団体や企業との連携を推進していきます。

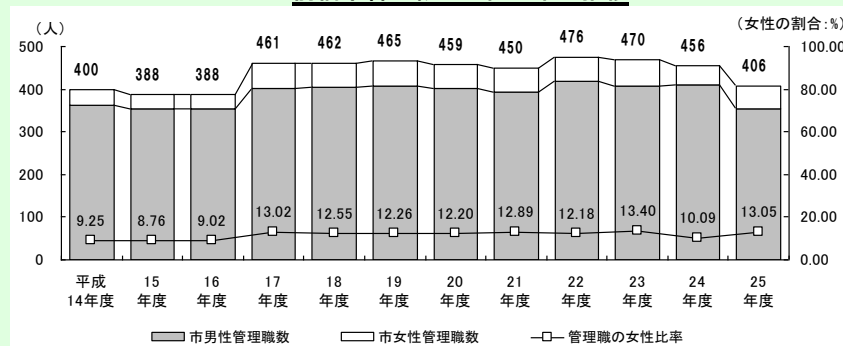
(2)他自治体等との情報交換・交流

- ◇ 国・県等が主催する女性施策に関する研修会等へ職員を派遣し、広く情報を収集します。
- ◇ 国・県や近隣自治体、類似した課題をもつ自治体などとも男女共同参画の推進を媒体にした協力関係を築いていきます。

前橋市の審議会等委員における女性の割合の推移



前橋市管理職の女性比率の推移

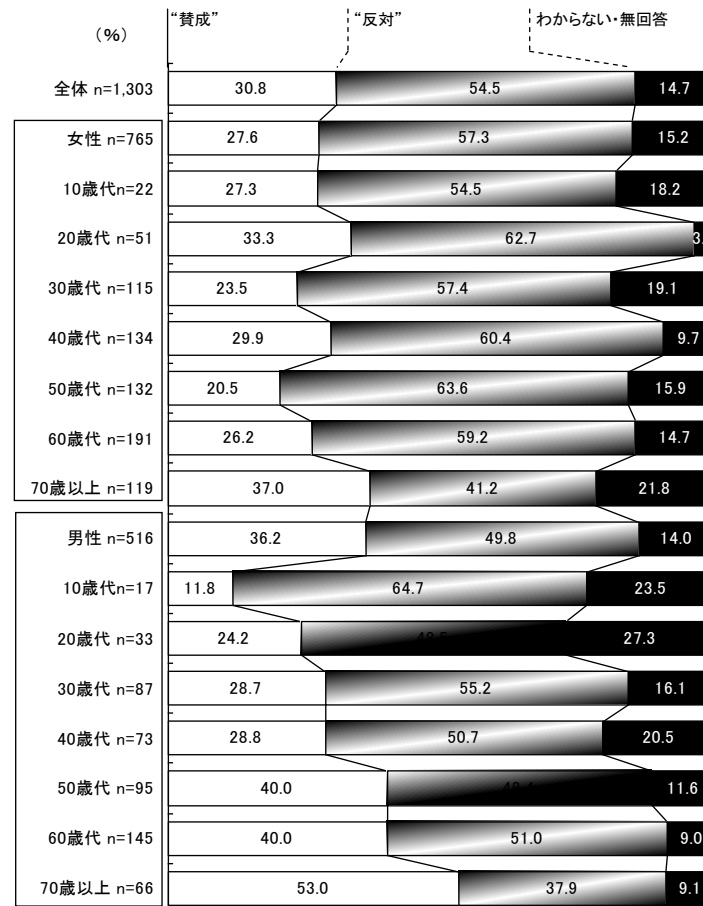


女性の政策・方針決定過程への参画を促進するため、地方自治法に基づく審議会等委員における女性の割合を平成25年度末までに30%にすることを目標に掲げ、女性委員の登用に取り組んできましたが、平成25年4月現在23.5%となっています。また、本市職員における女性の管理職は少なく、登用を推進することが必要です。

市民意識調査（平成24年）から

平成24年7月に18歳以上の男女市民3,000人に行いました（有効回収率43.7%）

「男は仕事、女は家庭」という考え方について



注：“反対”とは「どちらかといえば反対」と「反対」の合計、“賛成”とは「どちらかといえば賛成」と「賛成」の合計です。

「男は仕事、女は家庭」という考え方の前回調査・群馬県調査・全国調査との比較 (%)

	「反対」	「どちらかといえば反対」	「反対」	「どちらかといえば賛成」	「賛成」	「賛成」	「わからない・無回答」
市民意識調査(平成24年)	19.4	35.1	54.5	26.0	4.8	30.8	14.7
市民意識調査(平成19年)	17.0	28.9	45.9	33.6	7.5	41.1	13.1
群馬県調査(平成21年)	6.1	31.6	37.7	27.9	23.6	51.5	10.9
全国調査(平成21年)	10.6	30.7	41.3	31.3	23.8	55.1	3.6

資料：市民意識調査（平成24年・19年）、群馬県は「男女共同参画社会に関する県民意識調査」、全国は「男女共同参画社会に関する世論調査」（内閣府）

「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識は単に個人的な考え方にとどまらず、社会の制度や慣行に反映し、男性は強くなくてはならない、女性は家事や子育て・介護をすべきといった社会の考え方を形成しており、男女の生き方の選択を制約するものにつながる可能性があります。

市民意識調査の回答者全体では、固定的な性別役割分担意識について“反対”が“賛成”を20ポイント以上上回り、前回調査と比べ“反対”が増加しました。しかし結婚・子育て期の20歳代や30歳代においても“賛成”が20～30%台となっており、50歳代以上で“反対”の男女差が10ポイントを超えています。

前橋市男女共同参画基本計画（第四次）まえばし Wind プラン 2014 概要版

平成26年3月 前橋市

前橋市男女共同参画基本計画（第四次）

まえばし Wind プラン 2014

概要版

平成26年度～33年度

まえばしの男女共同参画社会を実現するために

市民一人ひとりが、お互いを大切に、性別にかかわらず、個性を輝かせて生き生きと暮らすことができる社会の実現

計画の目的

この計画は、「まえばし男女共同参画推進条例」（平成15年3月制定）に基づく第三次基本計画（まえばし Wind プラン 2009）を継承して策定した、第四次の基本計画にあたるものです。

またこの計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成25年7月改正）第2条の3の第3項に規定される「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」（市町村基本計画）を包含しています。

計画の期間

この計画の期間を、平成26（2014）年度～平成33（2021）年度の8年間としますが、社会経済情勢、市民の価値観やライフスタイル、ニーズの変化などを踏まえ、必要に応じ4年目に改訂等を行います。

